

# 第56回岩手中部広域行政組合議会定例会会議録

## 目 次

令和元年10月10日（木曜日）

|   |   |
|---|---|
| 議事日程 .....  | 1 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                 | 1 |
| 出欠席議員 .....                                       | 1 |
| 説明のため出席した者 .....                                  | 1 |
| 関係市町出席者 .....                                     | 1 |
| 議会事務局職員出席者 .....                                  | 2 |
| 開会・開議 .....                                       | 2 |
| 会議録署名議員の指名 .....                                  | 2 |
| 会期の決定 .....                                       | 2 |
| 行政報告 .....  | 2 |
| 現金出納検査等の報告 .....                                  | 3 |
| 認定第1号 平成30年度岩手中部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定<br>について ..... | 3 |
| 議案第4号 岩手中部広域行政組合会計年度任用職員の給与等条例 .....              | 5 |
| 議案第5号 岩手中部広域行政組合行政財産使用料条例 .....                   | 6 |
| 閉 会 .....   | 6 |

## 第56回岩手中部広域行政組合議会定例会会議録

議事日程第3号

令和元年10月10日（木）午後4時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 現金出納検査等の報告
- 第5 認定第1号 平成30年度岩手中部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 議案第4号 岩手中部広域行政組合会計年度任用職員の給与等条例
- 第7 議案第5号 岩手中部広域行政組合行政財産使用料条例

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（11名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤盛幸君 | 2番  | 佐藤明君  |
| 3番  | 伊藤源康君 | 4番  | 昆野将之君 |
| 5番  | 高橋孝二君 | 6番  | 新田勝見君 |
| 7番  | 照井文雄君 | 8番  | 瀧本孝一君 |
| 9番  | 高橋宏君  | 10番 | 早川久衛君 |
| 11番 | 星敦子君  |     |       |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|          |        |       |
|----------|--------|-------|
| 管理者      | 北上市長   | 高橋敏彦君 |
| 副管理者     | 花巻市長   | 上田東一君 |
| 副管理者     | 西和賀町長  | 細井洋行君 |
| 副管理者     | 北上市副市長 | 及川義明君 |
| 参事兼事務局長  |        | 高橋昌弘君 |
| 主幹兼事務局次長 |        | 藤井淳君  |
| 主幹兼事務局次長 |        | 昆精寿君  |
| 会計管理者    |        | 藤原和恵君 |
| 監査委員     |        | 清水正士君 |
| 監査委員事務局長 |        | 佐藤康浩君 |

関係市町出席者

|           |       |
|-----------|-------|
| 遠野市副市長    | 飛内雅之君 |
| 花巻市市民生活部長 | 布臺一郎君 |

北上市生活環境部長 齋藤賢也君  
遠野市環境整備部長 奥寺国博君  
西和賀町町民課長 小松重貴君

議会事務局職員出席者

事務局 長 高橋昌弘君  
事務局次長 藤井淳君  
事務局次長 昆精寿君  
主査 藤村竜也君  
主査 佐々木将成君  
主査 高橋涼輔君  
主事 中杉早希君

---

午後3時55分 開会・開議

○議長（星敦子君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより第56回岩手中部広域行政組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第3号によって進めます。

---

○議長（星敦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第36条の規定により、2番佐藤明議員、3番伊藤源康議員を指名します。

---

○議長（星敦子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星敦子君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（星敦子君） 日程第3、行政報告について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○管理者（高橋敏彦君） 第56回岩手中部広域行政組合議会定例会に当たり、第54回組合議会定例会以降における事務事業について、御報告申し上げます。

初めに、岩手中部クリーンセンターの運営状況についてであります。地域との環境保全協定を遵守し、安全に安定した運転が行われております。また、遠野中継センターにおきましても順調に運営を行っております。当該施設への構成市町からの可燃ごみの受け入れ量についてであります。4月から9月までの上半期で2万9,456トンでありました。昨年度同期と比較しますと188.79トンの増量となり、順調に減少してきていたごみの量がここに来て増加に転じてきたことから、増加している自治体に対し、分析を依頼することとしております。

施設への見学者の受け入れについては、構成市町の小学校の社会科見学を初め、9月末現

在で58件、2,197人と多くの方を受け入れており、今後も環境教育の場として環境衛生に対する意識の醸成の一翼を担えるよう努めてまいります。

次に、地域振興施設、クリーンドームについてであります。4月から正式に供用開始いたしました。4月から9月までの上半期におきましては、163件、3,606の方に御利用いただいております。今後も地域住民及び勤労者等の健康増進に寄与できる施設として活用いただけるよう管理をしてまいります。

以上申し上げ、行政報告といたします。

---

○議長（星 敦子君） 日程第4、現金出納検査等の報告を行います。

報告書の朗読を省略し、これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（星 敦子君） 日程第5、認定第1号平成30年度岩手中部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） ただいま上程になりました認定第1号平成30年度岩手中部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案の理由を申し上げます。

決算の内容につきましては、決算書のほか監査委員の監査意見書及び主要な施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、これらにより御確認をいただきたいと思います。

歳入の概要ですが、予算総額8億1,031万4,000円に対し収入済額は8億1,551万6,118円となり、不納欠損額及び収入未済額がなかったことから、歳入総額は予算に対し520万2,118円の増額となり、執行率は100.6%となっております。

歳出の概要ですが、支出済額は7億6,996万7,082円となり、次年度への繰り越しはなく、不用額は4,034万6,918円であったことから、執行率は95.0%となっております。

この結果、歳入歳出差引残高及び実質収支ともに4,554万9,036円となり、これから前年度の繰越金5,917万9,146円を差し引いた単年度収支は1,363万110円のマイナスとなっております。

以下、歳入及び歳出の主な事項について、歳入歳出決算事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳出から御説明いたします。決算書の9ページ、10ページをごらんください。まず、1款議会費は、予算現額100万7,000円に対し支出済額は94万9,981円で、主な支出は議会議員報酬、費用弁償による旅費、会議録調製業務等委託料となっております。

次に、2款総務費は、予算現額3億6,406万1,000円に対し支出済額は3億6,110万8,079円であります。主な支出は、1項1目一般管理費では5,355万1,769円で、うち事務局管理運営事業に計上されております非常勤職員の共済費、賃金が合計約152万円、機械警備やコンピュータシステムの保守などの委託料が約109万円、構成市からの派遣職員に係る人件費などの負担金が約4,790万円となっております。

決算書11ページ、12ページをごらんください。1項2目財産管理費では、財産管理事業として建物の火災保険や公用車の自賠責等の役務費に約73万円、管理地の草刈りの業務委託料に約92万円が主な支出となっております。

3項地域振興費ですが、これはクリーンドームの工事等の施設整備に係るものであります。主な支出は、施工監理等の業務委託料に約1,589万円、施設新築の工事請負費に約2億8,487万円、施設内の除雪費や用具等の備品購入費に約366万円となっております。これに伴い、決算書18ページ、建物の公共用財産の面積を1,500平方メートル増、同じく19ページ、15車両・船舶類及び21雑器具類の台数をそれぞれ1増としております。

ページ戻りまして、なお不用額が約177万円発生しております。これは、クリーンドーム前の市道と県道花巻和賀線とが交わる丁字路付近にクリーンドームの案内看板を新たに設置する費用を計上してございましたが、県道路管理者との協議の結果、道路改良が予定されていることから、現時点での看板の設置が困難であり、これを断念したため不用額となったものであります。

次に、3款衛生費ですが、予算現額3億3,213万円に対し支出済額は3億479万3,286円であり、このうち組合プロパーの職員の人件費として約942万円、環境衛生事務事業は約2億9,537万円であります。主な支出としては、クリーンセンターの焼却施設運転管理業務委託料として約1億5,588万円、決算書14ページ、セメント資源化業務委託料として約6,580万円、遠野市にある中継施設の運転管理業務委託料として約4,998万円、維持管理業務委託料として約1,015万円であります。

次に、4款公債費ですが、予算現額1億311万6,000円に対し支出済額は元金が約9,717万円、利子が約595万円となり、合わせて予算とほぼ同額の1億311万5,736円であります。

予備費については、他の予算への充用はありませんでした。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。決算書5ページ、6ページをごらんください。まず、1款負担金ですが、収入済額は3億2,243万円となっております。これは構成市町から拠出していただいたものであります。内訳として、全体の事務的な管理費用に係る総務費負担金は2,724万4,000円、クリーンドームの建設費用に充てられた建設費負担金は1億4,618万4,000円、起債の償還のための公債費負担金は4,835万円、最後にクリーンセンターと遠野中継施設の廃棄物処理施設の管理運営に係る運営費負担金が1億65万2,000円であります。なお、公債費負担金と廃棄物処理施設の負担金を算出する際は、当該経費から6款使用料及び手数料のごみ処理手数料を差し引いた上で、その残りを構成市町の負担金としているものであり、住民の方が組合に直接手数料を支払っている割合が多い自治体ほど負担金の額が減るような仕組みになっております。

次に、3款繰越金ですが、平成29年度決算により繰り越された金額は5,917万9,146円でありましたので、その金額を計上しております。

次に、4款諸収入であります。2項1目雑入の2節衛生費雑入として、予算現額521万9,000円に対し収入済額が311万8,057円でありましたが、これは奥州金ヶ崎行政事務組合から長寿命化工事に伴う焼却炉休止に伴い、金ヶ崎町内の集積所で集められた2カ月分の可燃ごみ161.29トンを受託処理したことによるものであります。なお、この受託処理は、ことし1月から4月末までの5カ月間の予定でしたが、当該長寿命化工事が早期に終了し、受託処理期間が2月末で終了したことから、予算に比べて210万円程度少ない収入となったものであります。

次に、5款組合債ですが、新たな借り入れは地域振興施設のクリーンドームの整備に係る起債によるもので、収入済額は1億6,030万円であります。

次に、6款使用料及び手数料ですが、1項1目衛生手数料は、クリーンセンターで徴収しているごみ処理手数料であります。予算現額2億6,245万9,000円に対し、収入済額は2億6,973万2,230円となり、前年度決算額に比べ約224万円減っております。

以上、決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。

最初に、歳入から款を追って進めます。なお、質問の際は、ページ番号を述べていただい  
てから御質問をお願いいたします。歳入、1款負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 2款財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 3款繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 4款諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 5款組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 6款使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。1款議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 2款総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 3款衛生費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 4款公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 5款予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号平成30年度岩手中部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

○議長（星 敦子君） 日程第6、議案第4号岩手中部広域行政組合会計年度任用職員の給与等条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） ただいま上程になりました議案第4号岩手中部広域行政組合会計年度任用職員の給与等条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、従来の臨時的任用職員及び非常勤職員が会計年度ごとの任用となる会計年度任用職員に改められたことから、会計年度任用職員の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償について定めようとするものであります。また、併せて岩手中部広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果条例外3件の給与及び勤務条件に関する条例について所要の改正をしようとするものであります。

新たに制定しようとする岩手中部広域行政組合会計年度任用職員の給与等条例では、会計年度任用職員の給与等は北上市の会計年度任用職員の例によるものとし、先月北上市議会に

において可決された北上市会計年度任用職員の給与等条例の規定を適用しようとするものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号岩手中部広域行政組合会計年度任用職員の給与等条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（星 敦子君） 日程第7、議案第5号岩手中部広域行政組合行政財産使用料条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） ただいま上程になりました議案第5号岩手中部広域行政組合行政財産使用料条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、岩手中部広域行政組合の行政財産を本来の目的以外で使用する際の使用料の算出方法、使用料の減免、徴収方法等を規定した新たな条例を制定しようとするものであります。

主な規定内容ですが、使用料につきましては適正な時価による財産価格に100分の5を乗じて得た額により算出されたものを基本使用額とし、これに共済基金分担金相当額、いわゆる火災保険等の損害保険の掛金に相当する額や、光熱水費、清掃費用等の役務費の相当額、さらに消費税及び地方消費税が課税される場合には、これらを加算し、使用期間に応じて月割または日割で算出するものであります。

また、使用料の減免につきましては、国、地方公共団体、公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業に供するときなど5項目を対象にしようとするものであります。

なお、施行日については公布の日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号岩手中部広域行政組合行政財産使用料条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（星 敦子君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第56回岩手中部広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 15 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部広域行政組合議会議長 星 敦 子

岩手中部広域行政組合議会議員 佐 藤 明

岩手中部広域行政組合議会議員 伊 藤 源 康